

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：揖斐川町貝原棚田地域振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

指定棚田地域	棚田の名称
旧春日村	貝原棚田

範囲については、別添1のとおり

2 指定棚田地域振興活動の目標

（1）棚田等の保全

- ・ 耕作放棄の防止・削減
 - 令和6年度まで貝原棚田における作付面積0.9haを維持する。
 - 貝原棚田を含む中山間地域等直接支払制度の集落協定参加者を第5期対策期間において第4期の12人を維持する。
 - 旧春日村の特産の薬草を栽培し、かすがモリモリ村リフレッシュ館の薬草風呂へ10kg/年の供給を維持する。
- ・ 生産性・付加価値の向上
 - 令和6年度までに貝原棚田で草刈り機を1台導入し、作業に係る人数を20人から19人に軽減する。
 - 農道及び水路等の農業用施設の適切な維持管理を継続実施する。

（2）棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・ 自然環境の保全・活用
 - 貝原棚田で設置されている鳥獣被害防止柵の延長600mを補強する。
 - 春日小学校小学生に対し棚田を活用した体験学習を継続する。
- ・ 良好な景観の形成
 - 継続してきた貝原棚田の「はさかけ」を令和6年度まで継続実施する。
 - 令和6年度までに貝原棚田にアジサイを20本植栽する。

（3）棚田を核とした棚田地域の振興

- ・ 棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興
 - 令和6年度まで現在の棚田オーナー10組を維持する。
 - かすがモリモリ村リフレッシュ館における棚田米の販売300kg/年を維持する。

- ・ 棚田を観光資源とした地域振興
 - 令和 6 年度までに貝原棚田周辺に無人販売所を整備し、2 人の出品者を確保し地域農産物の P R を図る。

3 計画期間

計画期間は令和 2 年度から令和 6 年度（認定の月～令和 7 年 3 月）の 5 年間とする。

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添 2 の工程表に基づき実施することとする。

① 棚田等の保全

- ・ 耕作放棄の防止・削減
 - 棚田オーナー、企業（「デリカサイト（惣菜メーカー）」）等からのボランティアやぎふの田舎応援隊の力を借りて、作付面積を維持する。
作付けしない水田については草刈り等により適切に保全管理をする。
 - (株)サンシャイン春日が薬草を栽培し、「かすがモリモリ村リフレッシュ館」の薬草風呂に活用する。
- ・ 生産性・付加価値の向上
 - 貝原棚田において草刈り機を 1 台導入し、農業者の作業時間短縮、負担軽減等を図る。
 - 岐阜県棚田地域水と土保全基金事業により、棚田保全活動を実施すると共に農道及び水路等の農業用施設の適切な維持管理を行う。

② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・ 自然環境の保全・活用
 - 貝原棚田地域で侵入防止柵や檻を設置するなど、鳥獣被害対策を推進する。
 - 春日小学校の全児童に対し、貝原棚田での田植えや稲刈り等の体験学習を継続し、地元の自然環境や農作業の歴史を実体験してもらう。
- ・ 良好な景観の形成
 - 貝原棚田においてあじさいの植栽のほか、草刈り、石積の保全を実施するなど、良好な景観の維持に努める。

③ 棚田を核とした棚田地域の振興

- ・ 棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興
 - 棚田オーナー制度を通じて、関係人口の創出・拡大を図る。
- ・ 棚田を観光資源とした地域振興
 - 農村交流体験イベントの開催などを通じて、観光客を誘客する。
 - 棚田周辺に無人販売所を整備し、地域農産物の P R を図る。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田地域振興協議会の参加者である。また、同協議会の参加者ではない棚田オーナーは、オーナー体験の活動を実施することとする。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

揖斐川町貝原棚田地域振興協議会は揖斐川町、農業者、農業者団体、地域住民、第3セクターで構成。

参加者の名称又は氏名については、別紙のとおり。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項